

平成30年第12回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年12月26日

開会

日程第1 平成30年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第13号 地方自治法施行令第158条第1項による歳入の収納
事務の委託の告示について

日程第4 議案第37号 瑞穂市学校運営協議会規則の制定について

日程第5 議案第38号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成31年1月30日（水）午後2時00分から

閉会

報告第 13 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項による歳入の収納事務の委託の告示
について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項による歳入の収納事務の委託の告示を別
紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成 30 年 12 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

生涯学習自主事業の入場料金の収納について民間事業者へ委託するため。

瑞穂市告示第253号

地方自治法施行令第158条第1項に規定する歳入の収納事務の委託の告示を次のように定める。

平成30年12月10日

瑞穂市長 棚橋 敏明



地方自治法施行令第158条第1項に規定する歳入の収納事務の委託の告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する歳入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

- 1 委託事務 生涯学習自主事業の入場料金の収納
- 2 委託者住所 愛知県名古屋市東区東桜二丁目13番32号
- 3 委託者氏名 チケットぴあ名古屋株式会社 代表取締役 桑原 宏司

議案第 37 号

瑞穂市学校運営協議会規則の制定について

瑞穂市学校運営協議会規則案を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 の規定に基づき、瑞穂市立中学校の区域ごとに学校運営協議会を設置するため、市教育委員会規則を制定するもの。

瑞穂市教育委員会告示第●●号

瑞穂市学校運営協議会規則を次のように制定する。

平成30年●●月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき、瑞穂市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の6第1項の規定により、瑞穂市立学校設置条例（平成15年瑞穂市条例第54号）第3条に規定する中学校の区域ごとに、協議会を設置することができる。

(協議会の承認及び議決事項)

第4条 当該区域学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により、学校運営について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 当該区域学校の校長は、前項の規定により承認された方針に沿って、学校運営を行うものとする。

3 協議会は、法令、条例及び教育委員会規則並びにその設置目的に反しない限りにおいて、運営に必要な事項を定めることができる。

(組織)

第5条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第47条の6第2項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、当該区域学校の中学校の校長の意見を聞き、教育委員会が任命する。

(1) 保護者の代表

(2) 地域住民の代表

(3) 当該区域学校の校長

(4) 当該区域学校の教職員

(5) 学識経験を有する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

(解任)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞職の申出があったとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(3) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき。

2 当該区域学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(服務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としての地位を営利事業、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(2) 協議会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議

長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。ただし、協議会が認めるときは、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 6 会議は、公開する。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とする。
- 7 会議を傍聴しようとする者は、議長に申し出なければならない。
- 8 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 9 議長は、前項の規定に違反した傍聴人を退場させることができる。
- 10 会長は、会議の議事録を作成し、保管しなければならない。

(小学校協議会)

第11条 当該区域学校の小学校に小学校協議会を置き、それぞれの小学校の学校運営の基本方針等について協議するものとする。

- 2 小学校協議会に属すべき委員は、協議会の委員と兼ねる。
- 3 第2条、第4条の規定は、小学校協議会について準用する。

(部会)

第12条 協議会及び小学校協議会は必要と認めるときは、学校運営の推進のために部会を置くことができる。

(適正な運営の確保に関する措置)

第13条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するため、協議会の会長及び当該区域学校の校長に対して、協議会の運営の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な助言、指導若しくは指示をすることができる。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、当該区域学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法第47条の6第9項の規定により、協議会の運営の停止の命令その他協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずることができる。

(庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、当該区域学校において処理する。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(瑞穂市立小中学校管理規則の一部改正)

第 2 条 瑞穂市立小中学校管理規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「学校評議員」を「学校運営協議会」に改める。

第 8 条第 1 項中「保護者や学校評議員等」を「瑞穂市学校運営協議会規則（平成 30 年瑞穂市教育委員会規則第 9 号）第 5 条第 2 項の規定により任命された学校運営協議会の委員（当該学校の職員を除く。以下「委員」という。）及び保護者（委員に任命された者を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第 3 項中「保護者や学校評議員等」を「委員や保護者」に改める。

「第 10 章 学校評議員」を「第 10 章 学校運営協議会」に改める。

第 38 条の見出しを「（学校運営協議会）」に改め、同条第 1 項中「校長は、一層開かれた学校づくりを推進するために、諮問機関として学校評議（以下「評議員」という。）を置くことができる」を「地域とともにある学校づくりを推進するため、中学校の区域ごとに、瑞穂市学校運営協議会規則に規定する学校運営協議会を置くことができる」に改め、第 2 項から第 6 項までを削る。

瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 学年、学期及び休業日等（第4条・第5条） 第3章 教育活動（第6条—第8条） 第4章 教材（第9条—第12条） 第5章 組織（第13条—第18条） 第6章 勤務（第19条—第26条の2） 第7章 施設及び設備の管理（第27条—第30条） 第8章 予算、会計及び事務処理（第31条—第35条） 第9章 児童生徒及び職員の事故（第36条・第37条） 第10章 <u>学校運営協議会</u>（第38条・第39条） 第11章 職員の進退（第40条） 第12章 補則（第41条） 附則 （学校評価） 第8条 校長は、学校の教育水準の向上を図るため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、教職員による点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、<u>瑞穂市学校運営協議会規則</u>（平	目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 学年、学期及び休業日等（第4条・第5条） 第3章 教育活動（第6条—第8条） 第4章 教材（第9条—第12条） 第5章 組織（第13条—第18条） 第6章 勤務（第19条—第26条の2） 第7章 施設及び設備の管理（第27条—第30条） 第8章 予算、会計及び事務処理（第31条—第35条） 第9章 児童生徒及び職員の事故（第36条・第37条） 第10章 <u>学校評議員</u>（第38条・第39条） 第11章 職員の進退（第40条） 第12章 補則（第41条） 附則 （学校評価） 第8条 校長は、学校の教育水準の向上を図るため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、教職員による点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、<u>保護者や学校評議員等</u>

成30年瑞穂市教育委員会規則第 号）第5条第2項の規定により任命された学校運営協議会の委員（当該学校の職員を除く。以下「委員」という。）及び保護者（委員に任命された者を除く。以下この条において同じ。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うものとする。

2 略

3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を委員や保護者に説明するとともに公表するものとする。

4 略

第10章 学校運営協議会
（学校運営協議会）

第38条 地域とともにある学校づくりを推進するため、中学校の区域ごとに、瑞穂市学校運営協議会規則に規定する学校運営協議会を置くことができる。

2～6 削除

_____による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うものとする。

2 略

3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を保護者や学校評議員等に説明するとともに公表するものとする。

4 略

第10章 学校評議員
（学校評議員）

第38条 校長は、一層開かれた学校づくりを推進するために、諮問機関として学校評議員（以下「評議員」という。）を置くことができる

2～6 略

議案第 38 号

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員が欠けたことから、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員

	氏 名	任 期	備 考（ 委 員 構 成 区 分 ）	
1	細野 あかり	平成31年1月9日から 平成32年3月25日まで	子ども子育て支援 に関する団体	瑞穂市保育所保護者会代表